

本市における民間活用の取組と今後の方向性について

今後の民間活用の取組

これまでの民間活用の主な実績 (1・2次行財政改革プランの取組)

【民営化または事業廃止等】
 事業系ごみの許可業者収集への移行
 交通災害共済事業の廃止
 保育事業の民営化（民設民営）
 市民保養所事業の廃止
 市バス路線の一部委譲 など

【指定管理者制度の導入】
 平成 20 年 4 月現在で 186 施設に導入

・産業振興施設	4 施設
・基盤施設	2 施設
・文教施設	12 施設
・レクリエーション・スポーツ施設	10 施設
・医療・社会福祉施設	157 施設
・その他	1 施設

【直営業務の委託化】

全部委託
 庁舎清掃業務、庁舎夜間警備業務
 ホームヘルパー派遣業務
 住民票等オペレーター業務
 水道メーター検針業務
 バス営業所の管理 など

一部委託
 電話交換業務（サンキューコール）
 学校給食調理業務
 学校用務業務
 道路維持補修・清掃等業務
 保育所等調理業務
 図書館運営業務 など

【PFI手法の導入】
 はるひ野小・中学校

新行財政改革プランにおける主な取組

【民営化】

民設民営により整備するもの
 保育園（建替えを伴うもの）
 認定こども園（新城幼稚園跡地）
 （仮称）西部療育センター

施設譲渡を含めた検討を行うもの
 介護老人保健施設三田あすみの丘
 公設の特別養護老人ホーム
 指定管理者制度により運営している
 障害者福祉施設

【指定管理者制度の導入】
 長寿荘
 保育園

【直営業務の委託化】
 廃棄物収集・処理
 公営住宅の整備・保全
 下水処理施設等の運転・保守
 消費者啓発
 勤労者福祉共済 など

【PFI手法の導入】
 多摩スポーツセンター
 小学校普通教室の冷房化
 （仮称）リイクパークあさお

【民間活用を検討】
 地域療育センター（南部・中部・北部）運営管理
 川崎駅東口駐輪場整備・運営

川崎市民間活用ガイドライン

【ガイドライン策定の趣旨】

基本的考え方の整理

手順等の標準化

【ガイドラインのポイント】

マネジメントサイクルの視点

適切な民間活用に向けたプロセスの整理

民間活用検討の視点と手法選択時の視点

安全性・継続性を担保するモニタリング等の確実な実施

基本的な方向性

新改革プランに掲げる民間活用を適切に推進

新たな領域へ民間活用を拡大

「川崎市民間活用ガイドライン」の考え方

【民間活用ガイドライン策定の趣旨】

本ガイドラインは、平成20年3月に策定した「新行財政改革プラン」に基づき、民間活用に関する本市の基本的な考え方を改めて整理するとともに、マネジメントサイクルの視点を取り入れ、民間部門を適切に活用する上での課題に対応した標準的な考え方や手順を示すことにより、各局区が所管する事務事業について、民間活用への転換を進め、安全で良質なサービス提供を行うための指針として策定します。さらに、本ガイドラインの活用により、「公」と「民」の役割分担を明確にしなが、民間活力の導入を着実に推進し、新改革プランに掲げる簡素で効率的な行財政運営を目指します。

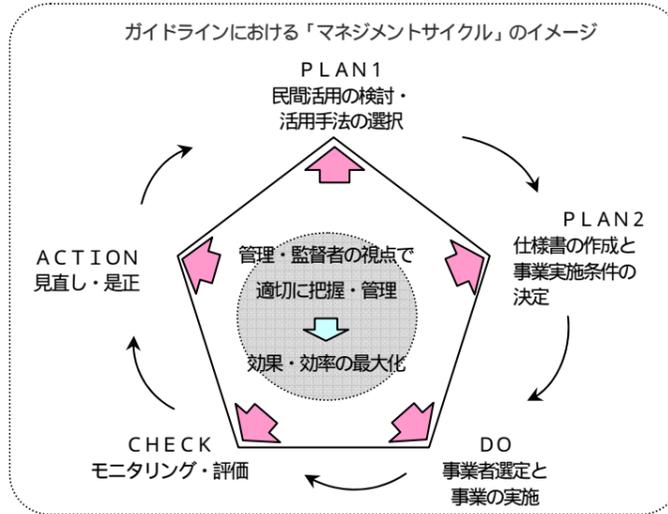
1. 基本的な考え方と民間活用手法

(1) 「マネジメントサイクル」の視点

民間活用とは、いわば、公共サービスの提供主体（プレーヤー）を民間部門にゆだね、行政はその管理・監督者（マネージャー）の役割を担うということです。

マネージャーとしての本市は、事業の目的、範囲、品質、資源、費用、リスク等を適切に把握するとともに、プレーヤーである民間事業者に対して、公共サービスの目的の理解等に関する助言や問題等に対する監視や指導を行っていく必要があります。

そこで本市では「マネジメントサイクル」の視点を取り入れ、事業のPDCAサイクルを確立・徹底し、最適な事業管理を行うことによって、民間事業者を効率的・効果的に活用し、良質かつ安全な公共サービスの提供を図ります。



(2) 民間活用の「7つの基本プロセス」

「マネジメントサイクル」の考え方をベースに、実際の民間活用のプロセスを7つの段階に分け、この段階ごとの考え方や手順を示します。

サイクル	基本プロセス	主な作業内容や留意事項等
PLAN 1	ステップ1 民間活用の検討	仕分けフローによる検討 民間活用手法の選択
	ステップ2 民間活用の決定	民間活用の決定に向けた事務手順
PLAN 2	ステップ3 民間事業者の募集	適切な仕様書等の作成と情報提供 最適な選定方式
DO	ステップ4 民間事業者の選定	事業者選定基準の作成 事業者選定時における留意点
	ステップ5 契約等の締結	契約締結時における留意点 契約から事業開始までの手続
CHECK ACTION	ステップ6 モニタリング・評価	モニタリング・評価の実施 結果の反映
	ステップ7 総括・検証	総括評価の実施 総括評価結果の反映

(3) 民間活用手法の分類

民間活用の手法は行政の関与度に応じて3つの類型に整理します。さらに、事業形態や契約形態に応じて7つの手法に分類します。

類型	行政関与	類型の概要	手法
ア 民間提供型		提供主体：民 責任主体：民	民営化（行政非関与型）
イ 民間主導型	小	提供主体：民 責任主体：民＞行政	民営化（行政関与型） ・民設民営 ・民間譲渡
			公有財産の民間利用
			支援・助成
ウ 民間活用型	大	提供主体：民 責任主体：行政 民	PFI
			公設民営（指定管理者制度等）
			業務委託

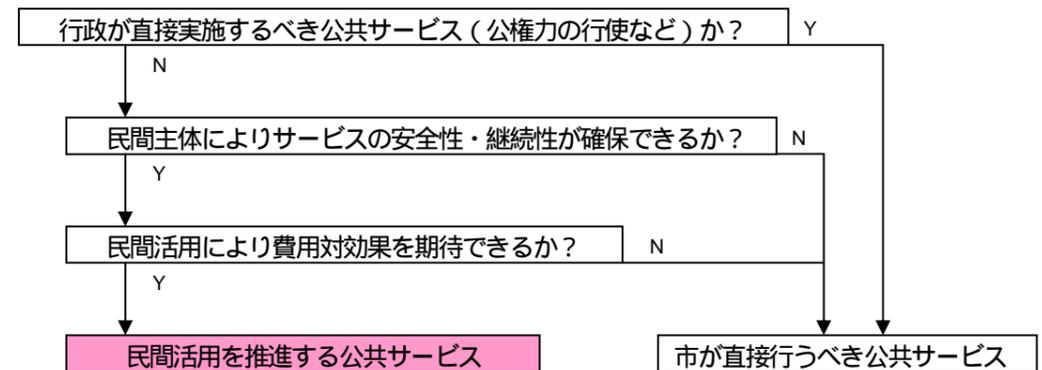
2. 各ステップのポイント

(1) ステップ1 民間活用の検討

ア 民間活用の検討の視点（仕分けフロー）

公共サービス提供における民間活用は、その効果と問題点を十分に踏まえるとともに、本市の施策方針との整合性や施設や職員等の保有資源の状況などを総合的に勘案して判断する必要があります。また、社会環境の変化等の要因により、サービス開始当初の目的と現在のニーズが合っていない事業等については、廃止を含めた見直しも必要です。

ガイドラインでは、民間活用を検討する際の基本となる公共サービスの仕分けフローを次のとおりとします。



イ 民間活用手法の選択の視点

民間活用の手法選択にあたっては、次の3つを基本的な視点として、複数の選択肢から対象となる公共サービスの目的や内容等の個別事情に応じた最も適切な手法を選択することが重要です。

行政の関与度

行政関与の度合いは手法を選択する際の大きな判断材料となります。民間事業者の成熟度が低い場合は、行政の関与度の高い手法を選択する必要があります。また、サービスに関連した法制度等の枠組みにより、民間事業者による安全かつ継続的なサービス提供が担保されている場合は、関与度の低い手法を選択することになります。

サービスの維持・向上

民間活用によって市民満足度の高いサービスを安定的に提供するため、現在のサービス水準を維持し、さらに向上させることができる手法を選択します。

経済性の確保

費用対効果などを考慮し、より経済性の高い手法を選択する必要がありますが、そのためには当該サービスに関わるコスト等を総合的に検証した上で手法を選択することが重要です。

ウ 手法選択時における客観的な比較検討

特に「サービスの質」と「コスト」について、可能な限り客観的に評価することが重要です。比較検討を行う際の基本的な考え方は次のとおりです。

サービスの質の比較

数値化が難しいため、次の比較検討項目について評価し比較検討を行います。

サービスの質	採算性	専門知識・技術	公共性・公平性
安定性・継続性	リスク管理	不測の事態の対応	経験・ノウハウ

コスト比較

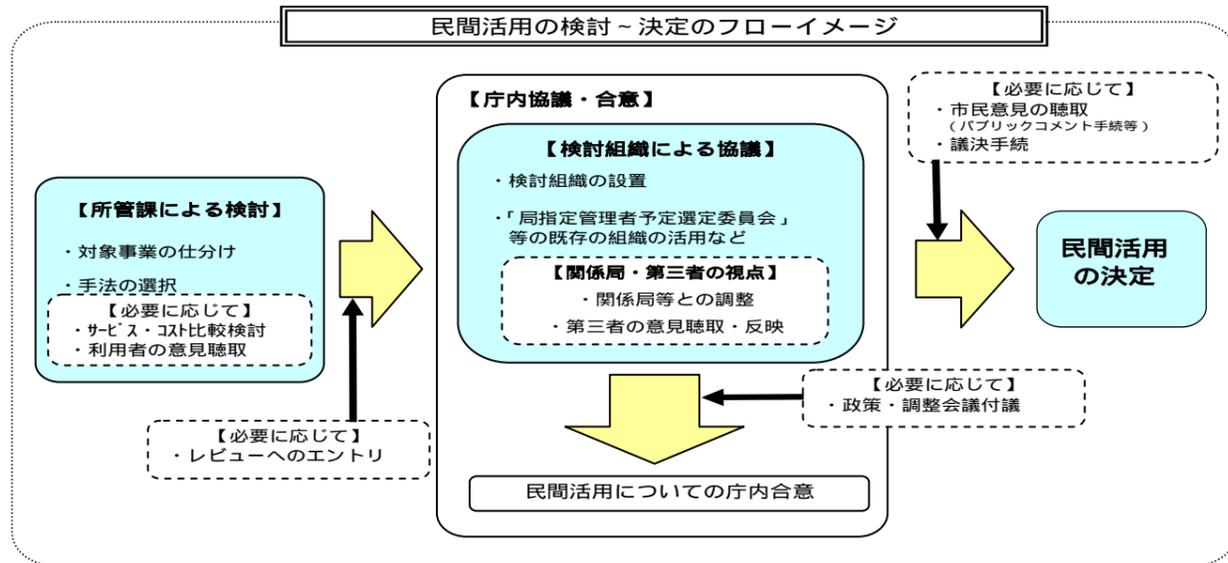
国の官民競争入札等監理委員会が示す試算の考え方に準じた計算及び評価を行うこととします。

(2) ステップ2 民間活用の決定

ステップ1における検討をもとに必要な庁内協議等を経て、民間活用の導入を決定します。

この検討～決定のプロセスでは、該当する事業の内容や規模、導入する民間活用手法の内容や新規性、さらには実行計画や行財政改革プランにおける位置づけ等を総合的に判断した上で、必要な手続を進めることになります。

また、決定に当たっては、公平性、透明性、客観性を確保するとともに多角的な視点から検討するため、**外部有識者等の意見や評価を聴取・反映することが重要です。**



(3) ステップ3 民間事業者の募集

プレーヤーである民間事業者の募集に際しては、マネージャーとして提供すべきサービスの内容や水準を的確に伝え、とともに積極的に必要な情報を提供し、民間事業者の創意工夫を引き出すことが重要です。

そこで、業務遂行能力や安全性・継続性の確保等に優れた事業者を複数の事業者から適正な競争によって選定するため、**募集は原則として公募により行います。**

そのため、民間事業者の募集に当たっては、**適切な仕様書及び公募要項の作成やリスク分担等を考慮した適切な事業条件の設定などに留意する必要があります。**

また、募集段階において事業者選定方式についても決定しますが、業務の特性に応じて、総合評価落札方式や価格競争方式等の中から最適な方式を採用します。

(4) ステップ4 民間事業者の選定

民間活用により提供するサービスは、その目的や内容が様々であり、事業者に求められる役割も多岐にわたることから、その目的等に応じて**優れた事業者を選ぶための選定基準を設定することが重要です。**選定基準は契約規則等で定める事業者適格要件のほか、コンプライアンスや環境配慮などの視点についても考慮して設定します。

また、**事業者の選定・審査は公平かつ客観的に行うとともに、選定結果等については公表し、公平性・透明性の確保を図ります。**

(5) ステップ5 契約等締結時の留意事項

事業者選定後の契約締結に際しては、ステップ3において作成した**仕様書及び公募要項等の内容を踏まえ、関係例規等を遵守するとともに必要に応じて関係部署との連携を図りながら契約書等の必要書類を作成します。**

また、契約締結後は、事業開始までの間に業務の引継ぎ等を的確に行い、提供するサービスを確実に継続するための準備が必要です。

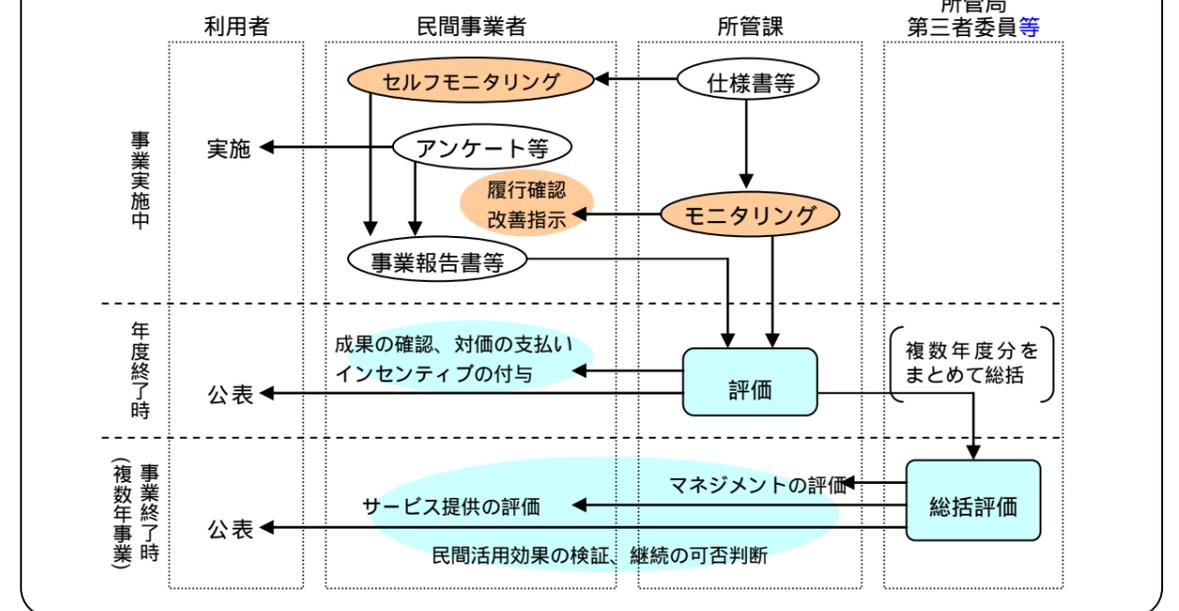
(6) ステップ6 事業実施中のモニタリング・評価

民間事業者による業務開始後においては、**提供するサービスの安全性・継続性等を確実に確保するため、履行状況の確認や的確な改善指導等を行う「モニタリング」等のチェックが大変重要**です。また、その実効性を確保するためには、所管課等において的確なモニタリング等を行う体制の整備が必要です。

【モニタリング等の分類】

種類	目的	実施者	実施時期
モニタリング	・履行状況の確認 (不具合があれば改善指示)	民間事業者 及び所管課	随時及び定期、 月、四半期、半期
評価	・成果の確認(成果に見合った対価の支払い、 インセンティブの付与)	所管課	年度終了時 又は事業終了時
総括評価 (ステップ7)	・民間活用による効果の検証 (活用手法の妥当性、所管課によるマネジメントの確認)	所管局 第三者委員等	事業終了年度 (最終契約年度)

モニタリング・評価のフロー(イメージ)



モニタリングの結果から、民間事業者の不十分なサービス提供等（不具合）が確認された場合は、**所管課による改善指導を行い、サービス提供の回復を図ります。**

また、評価結果についてはホームページ等で公表し、利用者に対する説明責任を果たすと同時に、**評価結果に基づく改善を翌年度以降の事業に反映させ、さらなるサービスの向上を図ります。**

(7) ステップ7 事業終了時の総括評価

「総括評価」とは、契約期間の終了時においてモニタリング・評価の結果と事業成果をもとに、民間活用の事業手法等について改めて検証を行うことです。

この総括評価の結果に基づき、民間活用の効果や選択した事業手法の妥当性の検討、また民間活用を継続するか否かの判断等、次期事業実施期間に向けた見直しを行います。

こうして、**本ガイドラインにおける「マネジメントサイクル」のPDCAサイクルは一回りし、さらなるサービス向上のための新たなPDCAサイクルへとつなげていくこととなります。**

「川崎市民間活用ガイドライン」策定スケジュール

